

<p>【項目の見直し】</p>	<p>間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算 600点</p>	<p>→</p>	<p>特殊カテーテル加算 1 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル イ 親水性コーティングを有するもの 960点 ロ イ以外のもの 600点 2 間歇バルーンカテーテル 600点</p>
<p>【注の見直し】</p>	<p>注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>→</p>	<p>注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>
<p>C 1 6 5 経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算</p>	<p>経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1,210点</p>	<p>→</p>	<p>在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1 ASVを使用した場合 3,750点 2 CPAPを使用した場合 1,100点</p>
<p>【項目の見直し】</p>	<p>経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1,210点</p>	<p>→</p>	<p>在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1 ASVを使用した場合 3,750点 2 CPAPを使用した場合 1,100点</p>
<p>【注の見直し】</p>	<p>注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>→</p>	<p>注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(新設)</p>	<p>→</p>	<p>C 1 6 8 - 2 携帯型精密ネブライザー加算 3,200点 注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外</p>

<p>【新設】</p>		<p>のものに対して、携帯型精密ネブライザーを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p> <p>(新設) → C 1 7 1 在宅酸素療法材料加算</p> <p>1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 780点</p> <p>2 その他の場合 100点</p> <p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
<p>【新設】</p>		<p>(新設) → C 1 7 1 - 2 在宅持続陽圧呼吸療法材料加算</p> <p>100点</p> <p>注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>